

2019年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの9割以上を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設しました。

当調査では、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(GDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業))は事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本書は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる事業所	1	4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	3
廃業、休業等に係る扱い	1	5 年間売上高	4
1 事業所の名称・所在地等	2	6 年間売上高の契約先産業別割合	12
2 経営組織及び資本金額	3	7 年間営業用固定資産取得額	14
3 本社・支社別	3	8 従業者数	16

調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類391-ソフトウェア業、日本標準産業分類小分類392-情報処理・提供サービス業、日本標準産業分類小分類401-インターネット附随サービス業のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

主に「ソフトウェア業」は、システムインテグレーション、パッケージ、組み込みソフトウェアの開発、「情報処理・提供サービス業」は情報処理、システム管理、ネットワーク構築の請負、「インターネット附随サービス業」は、ポータルサイト、インターネットオークションの運営などに該当する事業所が調査の対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、5～7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、備考欄にその旨を記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類  検索

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄に事前にプリントされている場合は、プリントされている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**

1 事業所の名称・所在地等

ア	事業所の名称	フリガナ (企業名)		フリガナ (事業所名)	
	事業所の所在地	郵便番号	都道府県・市区町村名	町丁・字・番地・号	電話番号
イ	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)	電話番号 () -			
ウ	企業の法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。			
エ	本社の所在地	郵便番号	都道府県・市区町村名	町丁・字・番地・号	電話番号
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)	電話番号 () -			

※貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記の欄に記入してください。

2 経営組織及び資本金額

経営組織	あてはまるものを○で囲んでください。 ① 会社 ② 会社以外の法人・団体 ③ 個人経営
資本金額 (又は出資金額)	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円 () () () () () () () ()

3 本社・支社別

事業所の本社・支社別
あてはまるものを○で囲んでください。 ① 単独事業所(支社、支店、営業所などを持たない事業所) ② 本社(支社、支店、営業所などを持っている本社、本店) ③ 支社(支社、支店、営業所など)

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

⑤欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。	① 税込み ② 税抜き
---	----------------

1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称

- 名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、**本所・本社・本店、支所・支社・支店等までを含む登記上の名称**)を記入してください。
- 法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 → (株)	合資会社 → (資)	一般社団法人 → (一社)
	有限会社 → (有)	公益社団法人 → (公社)	一般財団法人 → (一財)
	合名会社 → (名)	公益財団法人 → (公財)	合同会社 → (同)

- 点線の左側に企業の名称、右側に事業所の名称を記入してください。

イ 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1 × 若松町3-2-1

- ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- 法人番号(13桁)を記入してください。
- 法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- 法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

エ 本社の所在地

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「※」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

オ 経営組織

- ・あらかじめプリントされている内容が違ふ場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 （※）「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

カ 資本金額（又は出資金額）

- ・貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額（又は出資金額）」に必ず記入してください。なお、資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。

3 本社・支社別

キ 事業所の本社・支社別

- ・あらかじめプリントされている内容が違ふ場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

ク 消費税の税込み・税抜きの別

- ・5 以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

5 年間売上高

2018年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

ケ	事業所の年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																		
	上記「事業所の年間売上高」のうち、「 A ソフトウェア業務」、「 B 情報処理・提供サービス業務」、「 C インターネット附随サービス業務」の年間売上高																											
コ	年間売上高	A ソフトウェア業務								B 情報処理・提供サービス業務								C インターネット附随サービス業務										
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
サ	「 A ソフトウェア業務」の年間売上高の業務種類別割合										「 B 情報処理・提供サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合										シ							
	年間売上高	A ソフトウェア業務					合計	年間売上高	B 情報処理・提供サービス業務					合計														
		受注ソフトウェア開発	ソフトウェア・プロダクト			情報処理サービス			システム等管理運営受託	データベースサービス		各種調査	その他															
			業務用パッケージ	ゲームソフト	コンピュータ等基本ソフト					インターネットによるもの	その他																	
ス	年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
セ	「 C インターネット附随サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合																											
	年間売上高	C インターネット附随サービス業務										合計																
		サイト運営業務	コンテンツ配信業務	ASP業務(ソフトウェア開発を除く)		セキュリティサービス業務	サーバーハウジング業務	サーバーホスティング業務	電子認証業務	課金・決済代行業務	その他																	
				手数料収入	利用料収入								その他															
「 C インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合																												
年間売上高	C インターネット附随サービス業務										合計																	
	法人からの収入					個人からの収入																						
	広告収入	手数料収入	利用料収入	その他	手数料収入	利用料収入	その他																					
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入してください)。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

コ

5～7ページ参照

サ

8ページ参照

シ

9ページ参照

ス

10ページ参照

セ

11ページ参照

5 年間売上高

ケ 事業所の年間売上高

- 事業所の年間売上高については、**貴事業所が2018年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。**
なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 本社・支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。
- 当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- 「事業所の年間売上高」に「**A** ソフトウェア業務」、「**B** 情報処理・提供サービス業務」、「**C** インターネット附随サービス業務」以外の売上がある場合、「事業所の年間売上高」と **A B C** の年間売上高は一致しません。

コ 「事業所の年間売上高」のうち「**A** ソフトウェア業務」、「**B** 情報処理・提供サービス業務」、「**C** インターネット附随サービス業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」について、「**A** ソフトウェア業務」、「**B** 情報処理・提供サービス業務」、「**C** インターネット附随サービス業務」の中から記入欄に「※」が記載されていない業務(主たる業務)について売上高を記入してください。
- ・「**A** ソフトウェア業務」(日本標準産業分類小分類391ーソフトウェア業に属する業務)、「**B** 情報処理・提供サービス業務」(日本標準産業分類小分類392ー情報処理・提供サービス業に属する業務)、「**C** インターネット附随サービス業務」(日本標準産業分類小分類401ーインターネット附随サービス業に属する業務)の内容については、5～7ページの「対象となる業務」に基づきますので、当該部分を参照してください。
- ・「**A** ソフトウェア業務」に記入の場合は「**A** ソフトウェア業務」の年間売上高の業務種類別割合」も記入してください。
- ・「**B** 情報処理・提供サービス業務」に記入の場合は「**B** 情報処理・提供サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合」も記入してください。
- ・「**C** インターネット附随サービス業務」に記入の場合は「**C** インターネット附随サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合」及び「**C** インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合」も記入してください。

A ソフトウェア業務

【対象となる業務】

システムインテグレーション、パッケージ、組み込みソフトウェアの開発、ホームページの作成・SEO対策等を行う業務が調査の対象となります。

調査対象例

- ・電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言等のサービス(システムインテグレーションを含む。)
- ・電子計算機のパッケージプログラム(※)の作成及びその作成に関する調査、分析、助言等のサービス(※)「パッケージプログラム」とは、プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等に最初から組み込まれて(インストールされて)出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェア等
- ・インターネット・ホームページの制作

【対象とならない業務】

- ・その他の電子応用装置製造
 - ・情報を記録した物(ビデオディスクレコード、磁気カード等)の製造
 - ・ゲーム用カセット製造、ゲーム用光ディスク製造
- など

コ 「事業所の年間売上高」のうち「**Ⓐ** ソフトウェア業務」、「**Ⓑ** 情報処理・提供サービス業務」、「**Ⓒ** インターネット附随サービス業務」の年間売上高(つづき)

Ⓑ 情報処理・提供サービス業務

【対象となる業務】

情報処理、システム管理、ネットワーク構築、ASP又はSaaS(自社でソフトウェア開発から行っているもの)の提供等を行う業務が調査の対象となります。

調査対象例

- ・電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス(顧客が自ら運転する場合を含む。)
- ・電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス(データエントリーサービス)
- ・各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報等)のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するデータベースサービス
- ・ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス
- ・市場調査、世論調査等の各種調査サービス
- ・ASP又はSaaS(自社でソフトウェア開発から行っているもの)

【対象とならない業務】

- ・会計事務、税理事務
- ・ソフトウェアの販売
 - 他の事業所から仕入れたソフトウェア・プロダクトのパッケージ販売のみの業務
- ・社内業務
 - 専ら、自企業のための社内業務(金融機関の計算部門等)
- ・カスタマーサービス業務
 - 顧客や消費者からの問い合わせ、苦情などを電話で受け付ける業務
- ・新聞、定期刊行物、テレビ等へのニュースの提供業務
- ・興信所、観光案内業務(ガイド)
- ・経営コンサルタント業務
- ・機器などの保守業務
- ・LSI 製造に係る設計業務
- など

コ 「事業所の年間売上高」のうち「**Ⓐ** ソフトウェア業務」、「**Ⓑ** 情報処理・提供サービス業務」、「**Ⓒ** インターネット附随サービス業務」の年間売上高(つづき)

Ⓒ インターネット附随サービス業務

【対象となる業務】

ASP又はSaaS(自社でソフトウェア開発を行っていないもの)、ポータルサイト又はインターネットオークションの運営、他企業から仕入れたゲーム・動画等のコンテンツ提供、電子認証・セキュリティサービスの提供等を行う業務が調査の対象となります。

調査対象例

- ・ポータルサイト・サーバ運営業務
ウェブ情報検索サービス、インターネット・ショッピング・サイト運営等のインターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する業務
- ・アプリケーション・サービス・コンテンツプロバイダ業務
他企業から仕入れたソフトウェアをASPとしてインターネット経由で提供する業務
- ・サーバホスティング・ハウジング業務
保有するサーバをインターネット回線等により契約先のPC等に接続し、サーバシステムの運用、管理等の業務及びインターネットのためのサーバの賃貸、管理等を行う業務
- ・コンテンツ配信業務
他企業から仕入れた映像、音楽、オンラインゲーム等をインターネットで配信する業務
- ・その他業務
課金・決済・回収代行、電子認証サービス、セキュリティサービス等の、インターネットを利用する事業等をサポートするプラットフォーム事業

【対象とならない業務】

- ・インターネット通販等、商品を仕入れてインターネットを利用して通信販売を行う業務
 - ・インターネット専業の銀行業務
 - ・インターネットを利用して広告を行う業務
 - ・ホームページのデザインをする業務
 - ・ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)
- など

サ 「A ソフトウェア業務」の年間売上高の業務種類別割合

- ・「A ソフトウェア業務」について年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類	内容例示
受注ソフトウェア開発	・特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーション・サービス(※)やソフトウェアの保守業務も含めてください。 (※)「システムインテグレーション・サービス」 情報システムの企画提案(コンサルティング)から要件定義、開発・構築、運用、教育に至るまで、システム構築に係る一切を総合して提供するサービス開発 ・情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含めてください。 ・メールマガジンの企画から制作(プログラム作成を含む。)までを一貫して行っている場合はここに含めてください。 ・プログラム作成を含むホームページの制作受注、SEO対策はここに含めてください。
ソフトウェア・プロダクツ	・不特定多数のユーザーを対象として開発・作成するイージーオーダーまたはレディメイドのソフトウェアをいいます。 ・他の企業で開発したソフトウェアであっても、自社ブランド名で販売する場合はここに含めてください。
業務用パッケージ	・企業や官公庁などで業務用に使用されるソフトウェア・プロダクツをいいます。
ゲームソフト	・家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものは除く。)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいいます。
コンピュータ等基本ソフト	・コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいいます。家電製品等の組み込みソフトも、こちらに含めてください。

シ「B 情報処理・提供サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合

- ・「B 情報処理・提供サービス業務」について年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類	内容例示
情報処理サービス	・オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス(ソフトウェアの作成から一貫して行うもの。)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係わる企画コンサルティングのみ。)など
システム等 管理運営受託	・ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務、アウトソーシングサービス ・オペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合もここに含めます。ただし、労働者派遣法上の労働者派遣に該当する場合は含めないでください。 ・システムの構築を含め一括受注した場合は、それぞれの業務に分割して記入してください。分割が困難であればここに含めてください。 ・既成のホームページ更新作業にかかる売上はここに含めてください。
データベースサービス	・コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務
インターネットによるもの	・インターネット経由でのデータベースの提供業務(情報の収集、加工を行い、情報提供を行っているものに限る。)
その他	・インターネット経由によらないオンラインでの提供、その他磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務等
各種調査	・シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスは本業務種類区分の「情報処理サービス」に含めてください。)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務
その他	・キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業に係わる講習会・教育訓練の講師など労働者派遣法に基づく派遣契約によらない業務(業務請負など)、その他上記以外の情報処理・提供サービス業の業務・ネットワーク構築(LAN・WAN機器の設定を含む。)に係る売上はここに含めてください。

ス 「㊦インターネット附随サービス業務」の年間売上高の業務種類別割合

- ・「㊦インターネット附随サービス業務」について年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業務種類	内容例示
サイト運営業務	・一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト(検索サイト、ショッピングサイト等)を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度(アクセス回数)等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務 ・サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含めます。 ・音楽、映像等のデータを販売する業務は「コンテンツ配信業務」となります。 ※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。 ・ホームページの制作受注業務(「ソフトウェア業務」となります。) ・書籍、商品等を仕入れて販売サイトを通じて売る通信販売(小売業となります。)
コンテンツ配信業務	・販売コンテンツの制作を行わずに他から仕入れて、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務 ※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。 ・不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行う業務(「情報処理・提供サービス業務」となります。) ・販売物が物品である場合(小売業となります。)
ASP業務 (ソフトウェア開発を除く)	・他の会社から仕入れたアプリケーションソフトを、ネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収する業務 ※ただし、以下の業務はインターネット附随サービス業務の売上とはなりません。 ・ソフトウェア開発から手がけたASP(「情報処理・提供サービス業務」となります)
セキュリティサービス業務	・セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービス
サーバーハウジング業務	・顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務
サーバーホスティング業務	・あなたの会社が用意したサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行う業務
電子認証業務	・ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務
課金・決済代行業務	・ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務
その他	・インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務

記入上の注意

- ・「**5**」「**セ**」「**㊦**インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合は主たる業務が「**㊦**インターネット附随サービス業務」の場合にのみ記入してください

セ「**㊦**インターネット附随サービス業務」の年間売上高の収入種類別割合

- ・「**㊦**インターネット附随サービス業務」による年間売上高に占める収入種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。
なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・収入種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

収入区分		内容例示
法人からの収入		法人から得る収入(個人事業主から得る収入を含む。)
	広告収入	・インターネット広告掲載の対価として得る収入
	手数料収入	・サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入
	利用料収入	・サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入
	その他	・法人から得る上記以外の収入
個人からの収入		個人消費者から得る収入
	手数料収入	・サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入
	利用料収入	・サイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入(オークション参加費、有料のゲーム配信など)
	その他	・個人から得る上記以外の収入

※インターネット附随サービス業務の主な業務については、7ページをご覧ください。

6 年間売上高の契約先産業別割合

「A ソフトウェア業務」の年間売上高の契約先産業別割合								
建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業 (同業者を除く)	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究専門・ 技術サービス業
%	%	%	%	%	%	%	%	%
宿泊業 飲食サービス業	生活関連 サービス業 娯楽業	教育 学習支援業	サービス業	公務	同業者	その他		合計
						その他の産業	個人	
%	%	%	%	%	%	%	%	100%

記入上の注意

- ・「6 年間売上高の契約先産業別割合」は主たる業務が「A ソフトウェア業務」の場合にのみ記入してください。
- ・「※」と記載されている箇所の記入は不要です。

6 年間売上高の契約先産業別割合

「A ソフトウェア業務」の年間売上高の契約先産業別割合

- ・「A ソフトウェア業務」について年間売上高の契約先(取引相手)の各産業の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。
- ・なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。
- ・契約先産業別割合は、次の区分に従って記入してください。

産業別区分	業種例示
建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業
製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む。)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
情報通信業 (同業者(※)を除く)	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業(こん包業など)、郵便業(信書便事業を含む)
卸売業、小売業	卸売業(商社、一般卸売店、代理商・仲立業など) 小売業(百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など)

産業別区分		業種例示
金融業、保険業		銀行業(普通銀行、郵便貯金銀行など)、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等(信託業など)、保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
不動産業、物品賃貸業		不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業		学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業(興信所、翻訳業など))、広告業、技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業)
宿泊業、飲食サービス業		宿泊業(旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業)、飲食店(食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など)、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業		洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など)、娯楽業(映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業(カラオケボックス業など))
教育、学習支援業		学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))
サービス業		廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業(ディスプレイ業など))、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場など)、外国公務(外国公館、その他の外国公務)
公務		国家公務及び地方公務
同業者		「ソフトウェア業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む。)(※)
その他	その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附随するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
	個人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。

(※) 契約先産業別区分における同業者について

- ・契約先が「ソフトウェア業」を営む場合は「同業者」としてください。
- ・契約先が「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を営む場合は、「同業者」ではなく「情報通信業(同業者を除く)」としてください。

7 年間営業用固定資産取得額

タ

事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額^{注1}

			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器 ^{注2}									注1: 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入してください。 注2: 「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などをいいます。 注3: 過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。
		その他									
	土地										
	建物・その他の有形固定資産										
	無形固定資産										
合計 ^{注3}											

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

7 年間営業用固定資産取得額

タ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額

- ・2018年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した、取得価額が10万円以上の固定資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。
- ・この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。
- ・当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。
- ・年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。

資産区分			資産例示
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器	耐用年数1年以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)の購入に要した金額
		その他	耐用年数1年以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額
	土地		土地購入に要した金額 既存の土地を整備することに要した金額
	建物・その他の有形固定資産		建物の購入、改築・改装に要した金額 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した金額 その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など
	無形固定資産		物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 例:借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など

次ページ以降にも記載があります。

8 従業者数

2019年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 事業所の従業者数			(2) 「A ソフトウェア業務」の事業従事者数		
	男	女	事業従事者数		
① 個人業主（個人経営の事業主） 及び無給の家族従業者	人	人	（別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。）	うち開発部門	
				システムエンジニア	プログラマー
② 有給役員	人	人	人	人	人
常用雇用者注1	③ 正社員・正職員としている人	人	注1:「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「⑤以外の人（パート・アルバイトなど）」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。 注2:「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷貴事業所の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。 注3:「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。		
	④③以外の人（パート・アルバイトなど）	人			
	（就業時間換算雇用者数注2）	（人）		（人）	
⑤ 臨時雇用者注3 （常用雇用者以外の雇用者）	人	人			
総計（①～⑤の合計）	人	人			
（うち 別経営の事業所に派遣している人）	（人）	（人）			
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	人	人			

8 従業者数

チ (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 （個人経営の事業主） 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員（常勤・非常勤を問わない）で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与・規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員 としている人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④ ③以外の人 （パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
（就業時間換算 雇用者数）	「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴事業所の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（※）「（就業時間換算雇用者数）」記入例を参照）を記入してください。

チ (1) 事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2019年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$(1) \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴事業所の所定労働時間(1週間分)} = \frac{24(\text{時間}) \times 4(\text{人})}{40(\text{時間})} = 2.4(\text{人})$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

ツ (2) 主たる業務の事業従事者数

- ・例示は「**A**ソフトウェア業務」ですが、お届けしている調査票には「**A**ソフトウェア業務」、「**B**情報処理・提供サービス業務」または「**C**インターネット附随サービス業務」とプレプリント(印字)されています。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

- ・貴事業所の事業従事者数(※)のうち、調査票にプレプリントされた業務(主たる業務)に携わる人数を記入してください。
- ・以下の人は、調査票にプレプリントされた業務の事業従事者に含めないでください。
主に調査票にプレプリントされた業務以外の業務に従事している人
(例えば、プレプリントされた業務以外の業務の就業時間数が、調査票にプレプリントされた業務の就業時間より多い場合)
- (※)事業従事者数＝「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」－「別経営の事業所に派遣している人」＋「別経営の事業所から派遣されている人」
- ・このうち開発部門の「システムエンジニア」及び「プログラマ」についても人数を記入してください。
なお、「システムエンジニア」及び「プログラマ」の区分については以下のとおりです。

部門区分	内容例示
システムエンジニア	システムプランナー又はシステムアナリストともいわれ、主にシステム分析からシステム設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する人
プログラマ	システム設計書によりプログラムの設計及びプログラム作成の業務に従事する人

コールセンターの ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎0120-707-256 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6735-9193 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

